

いわき市農業委員会第25回総会議事録

会長 蛭田元起は、令和8年5月22日(金曜日)午後2時00分、いわき市農業委員会総会を
いわき市役所東分庁舎5階会議室にて開催した。

1 出席者(計32名)

(1) 農業委員(20名)

1 鈴木 幸夫	11 平田 敬一	21 大竹 公治
2 鈴木 義直	12 鈴木 忠光	
3 遠藤 重和	13 岡村 泰典	23 油座 盛明
4 木幡 仁一		24 藁谷 昭夫
5 蛭田 元起		
6 志賀 幸	16 木村 義昭	
7 田子 耕一	17 新妻 吉人	
8 古市 邦男	18 松崎 正信	
9 四家 誠	19 生田目 祥明	
10 中根 まり子	20 石井 英毅	

(2) 事務局(12名)

事務局長	鈴木 一徳
事務局次長	草野 達也
農政振興係長	佐藤 公威
農地調査係長	小泉 重人
農地審査係長	蛭田 祥久
農地調査係主査	勝沼 靖
農地調査係主査	高木 安弘
農地調査係事務主任	阿部 里美
農地審査係主査	渡邊 裕一郎
農地審査係主査	坂本 祐輔
農地審査係主事	若松 恒佑
農政振興係主査(書記)	鈴木 雅輝

2 欠席者

14 佐川 良平 15 菅野 綾 22 加茂 直雅

3 会議の概要(注：個人情報に係る箇所を除く)

事務局
(草野次長)

それでは議事に入ります。
本総会は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、
会長が議長となり進行することとなります。
蛭田会長よろしくお願いいたします。

議長
(蛭田会長)

それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。
はじめに本日の通告欠席ですが、議席番号14番 佐川良平委員、議席番号15番 菅野綾委員、議席番号22番 加茂直雅委員、それから連絡はありませんが、議席番号4番 木幡仁一委員がまだ到着しておりません。
現在、委員24名中20名が出席しており、これは農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定の過半数を超えておりますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。
次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので宣告いたします。
ただいまより「いわき市農業委員会第25回総会」を開会いたします。
次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。
議席番号10番 中根まり子委員
議席番号12番 鈴木忠光委員
以上2名の委員をお願いいたします。
また、書記は事務局をお願いいたします。
なお、議事録については、いわき市個人情報保護条例等に留意のうえ、委員個人名と発言内容の全てを記載する、全文記録方式により作成いたします。
また作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても公表いたします。
次に会務報告に入ります。
今月の報告は、令和8年4月分となります。
議案書2ページに記載のとおりですので各自ご確認ください。
これより議事に入りますが、先に留意事項について申し上げます。
総会資料には個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分ご注意願います。
次に議案・報告案件において、取り下げ・追案等があるかどうか事務局の説明を求めます。

事務局
(佐藤係長)

取り下げ・追案等はありません。

議長
(蛭田会長)

それでは議事に入ります。

議長
(蛭田会長)

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与制限により、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。該当者がいれば議案審議の際に申し出てください。

今回、議案第4号に、議席番号20番石井英毅委員が該当しておりますので、その際は退席をお願いします。

それでは議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の事務局説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の3ページをお開き願います。

【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については担当者が説明いたします。

事務局
(若松主事)

議案説明書の1ページをお開き下さい。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。

議案説明書と併せて地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧ください。

番号1番から番号9番につきましては、売買による所有権の移転、番号10番から番号12番につきましては、贈与による所有権の移転です。

このうち番号10番、番号12番は新規就農案件となっております。

番号10番につきましては、譲受人と譲渡人は親子になります。譲渡人である父親が農業経営を縮小することに伴い、譲受人である子が申請地を譲り受け、耕作するとのことで申請に至ったものです。譲受人と譲渡人の住所は同じですが、生計が別であることから新規就農扱いとするものです。農機具については、トラクターを父から借り受ける予定です。栽培予定作物は、玉ねぎ、枝豆、なすとなっております。

番号12番につきましては、譲受人は申請地の西側隣接地に住んでおり、姉が所有している申請地を今まで約20年に渡り、耕作を手伝ってきました。

今般、姉が高齢となってきたことで申請地の耕作や管理も困難になってきたことから、実際に耕作や管理を行っている譲受人に贈与することになったものです。農機具については、管理機、刈払機を各2台所有しており、栽培予定作物は、じゃがいも、玉ねぎ、蔬菜類となっております。

以上が、今月の農地法第3条許可申請案件となります。

今月の3条申請面積につきましては、田30,263㎡、畑11,543㎡、合計41,806㎡となります。

続きまして、議案説明書4ページをお開き願います。

許可要件につきましては、3条許可が出来ない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしている記載となっておりますが、番号3番について、今月13日に実施した現地調査の結果「問題あり」と判断されましたので、その内容についてご説明いたします。

事務局 (若松主事)	現地調査の際、申請地のうち「山田町毛内 2 番 1 及び 10 番 1」の 2 筆について、雑草及び竹木類が繁茂しており「現況が農地ではない」と判断されたものです。 つきましては、現地調査報告の内容を踏まえご審議下さるようお願いいたします。 なお、許可要件の詳細につきましては、議案説明書 6 ページでご確認下さい。 説明は以上です。
議長 (蛭田会長)	只今、議案第 1 号について事務局より説明がありました。 ここで、担当委員より現地調査時の意見の報告をお願いいたします。
3 番 遠藤委員	議席番号 3 番、遠藤重和です。 番号 1 番、番号 2 番及び番号 4 番から番号 10 番、番号 12 番につきましては、現地を調査しました結果、特段、問題はありませんでした。 番号 3 番については、申請地のうち、山田町毛内 2 番 1 及び 10 番 1 において雑草や竹木等の繁茂が著しく、農地性はないものと判断せざるを得ず、申請に係る形式上の要件を欠くことから却下が妥当であると考えます。 報告は以上です。
議長 (蛭田会長)	続いて事務局よりお願いいたします。
事務局 (若松主事)	番号 11 番について、事務局で現地を確認したところ、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では、番号 1 番、番号 2 番、番号 4 番から番号 12 番は特に問題がなく、番号 3 番は申請地の一部において現況が農地とは判断できないことから却下が妥当とのことでした。 委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
19 番 生田目委員	議席番号 19 番、生田目祥明です。 番号 9 番に関してちょっとお聞きしたいことがあります。 申請土地は、大久町大久となっておりますが、譲受人の住所が泉玉露となっております。 耕作するにあたって、だいぶ遠くの住所の方が所有されるということで、どのように耕作されるかお聞きしたいと思います。
事務局 (若松主事)	番号 9 番につきましては、譲り受ける方、泉玉露にお住まいとのことですが、申請地・大久町大久の周辺の建物も一緒に購入するとのこと、そちらを拠点にして耕作をするということで伺っております。

19番 生田目委員	この譲受人の耕作状況と機械の所有台数等、分かっておりましたら報告願います。
事務局 (若松主事)	譲受人の耕作予定作物につきましては、水稻、じゃがいも、さつまいも、菜種を栽培する予定で、農機具はトラクター1台と草刈機3台を譲渡人から譲り受ける予定です。
13番 岡村委員	議席番号13番、岡村泰典です。 同じく番号9番ですが、大久町大久の田は基盤整備を行ったところではないか。農地ナビで検索して、当該地が出てこないということは、基盤整備をやった所ではないのかなと。基盤整備をやったところで経営転換協力金を貰っていた場合、その協力金を返還しないと売買ができないと聞いているが、そのことを確認したうえで売買したのかどうか。
事務局 (蛭田係長)	今、お話しのありました「田」につきまして、委員のおっしゃった内容までは確認しておりません。確認をしたうえでなければ許可できないということであれば継続審議になるものと考えます。
13番 岡村委員	基盤整備を行ったところだと、いろいろと面倒なところがあると思うので、県にも確認したほうがいいのかと。ちなみに譲渡人には確認しておいてくださいと話してあります。
事務局 (蛭田係長)	この案件につきましては、事務局で確認して問題ないと判断できれば許可としてよいのか、それとも来月の継続審議とするのか、いずれかで対応することになるかと思えます。
19番 生田目委員	継続審議で来月再度お諮りしたほうがよいと思うがどうか。
議長 (蛭田会長)	ただ今の意見では、継続審議にしたほうがよいのではとのことだが、皆さんの意見はどうか。
8番 古市委員	議席番号8番、古市です。 (経営転換協力金を)貰ったか貰わないかは個人のことであり、農業委員会が関与することではないので、今回は妥当であればよいのではないかと。
議長 (蛭田会長)	後日確認して妥当となれば許可ということでということですか。
事務局 (蛭田係長)	古市委員のおっしゃられたとおりで問題なければ、事務局で確認したうえで会長に報告し、最終的に判断する方向でよいでしょうか。

議長
(蛭田会長)

事務局の説明どおりでよろしいでしょうか。
【「異議なし」の声あり】
生田目委員、よろしいですか。

19番
生田目委員

皆さんがよろしければ。

議長
(蛭田会長)

それでは、事務局の説明どおりとしたいと思います。
その他、ご質問はございますか。
【意見・質問なし】

ご質問がないようですのでお諮りいたします。

議案第1号について、番号1番、番号2番、番号4番から番号8番、番号10番から番号12番は許可とし、番号3番は申請地の一部において現況が農地とは判断できないことから却下、番号9番については事務局説明のとおりとすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め「議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、只今の説明のとおり可決いたします。

番号9番については、事務局で対応をお願いします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願いについて」事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の4ページをお開き願います。
【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】
なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(若松主事)

議案説明書の7ページをお開き下さい。
議案第2号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願いについて」ご説明いたします。
議案説明書と併せて地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧ください。
番号1番につきましては、平成28年8月19日付で農地法第3条許可をしていますが、許可後、譲受人が足を負傷し、農作業が困難となり、その後の経過により回復の見込みがないことが決定的となったため、許可取消願いが提出されたものです。
以上1件、農地法第3条の規定による許可処分の取消願いは、田229㎡、畑0㎡、合計229㎡となります。
説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第2号について事務局より説明がありました。
引き続き、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 (若松主事)	番号1番について、事務局で現地を確認したところ、特段問題はございませんでした。 報告は以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では「特に問題ないと判断される」とのことでした。 委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようですのでお諮りいたします。 議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第2号「農地法第3条の規定による許可処分 取消願いについて」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。
事務局 (蛭田係長)	議案書の5ページをお開き願います。 【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (渡邊主査)	議案説明書の9ページをお開き願います。 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。 議案説明書の10ページをお開き願います。 配付しております「現地調査位置図」は14ページ「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号4001番になります。 なお、現地調査位置図では、一時転用のため事務局のみで現地調査を行うと記載しておりますが、後で説明するとおり、追認案件となることから、農業委員による定例現地調査時に併せて現地調査を実施しております。 それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的の順で申し上げます。 番号1番、三和町渡戸、田、5,299平方メートル、農地改良の一時転用となります。 本件は、必要な許可を得ずに一時転用をしている追認の案件となります。 申請者は現況「畑」から登記地目である「田」への農地改良であったことから、農地法の手続きは不要と思い込み農地改良を始めてしまったものですが、農業委員会から指摘を受け、速やかに農地転用許可申請を行ったこと、弁明書において再発防止を言及していること、周辺農地の営農に支障をきたすものでないと考えられることから、原状回復を求めず、追認することはやむを得ないと考えます。 以上、面積は、田：5,299平方メートル、畑：0平方メートル、合計：5,299平方メートルとなります。

事務局 (渡邊主査)	申請内容を精査した結果、当該申請箇所は農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしております。 事務局からの説明は以上です。
議長 (蛭田会長)	只今、議案第3号について事務局より説明がありました。 ここで、担当委員より現地調査時の意見の報告をお願いいたします。
8 番 古市委員	議席番号8番、古市邦男です。 番号1番について、現地を調査した結果、農地改良工事が行われていることを確認しました。 農業委員会の許可を得ることなく、工事を行っていることは問題ですが、現況としましては、事務局から説明があったとおりであることから、農地転用については、追認もやむを得ないと思います。 報告は以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では「特に問題ないと判断される」とのことでした。 委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようですのでお諮りいたします。 議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第4号ですが、事前の報告により議席番号20番、石井英毅委員が、この案件に参加できないとの報告を受けておりますので、一時退席をお願いいたします。 それでは、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。
事務局 (蛭田係長)	議案書の6ページをお開き願います。 【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (坂本主査)	議案説明書の11ページをお開き願います。 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。 議案説明書の12ページをお開き願います。 配付しております「現地調査位置図」は順に16・18・20ページ「許可申請に係る意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5002、5003、5004となります。

事務局 (坂本主査)	それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。 番号1番、渡辺町上釜戸字子繫、田、512.34平方メートル、工事用道路(一時転用)、賃借権の設定です。 番号2番、常磐西郷町、田、521平方メートル、園庭)、所有権の移転です。 番号3番、平藤間、田、250平方メートル、臨時駐車場(一時転用)、賃借権の設定です。 以上、面積は、田：1,283.34平方メートル、畑：0平方メートル、合計：1,283.34平方メートルとなります。 なお、地域計画内の農地については、農用地区域からの除外、農地転用許可には、あらかじめいわき市による地域計画の変更手続きが必要となります。 今月の5条許可申請案件のうち、番号3番が地域計画内の農地に該当しますが、一時転用であることから、地域計画の変更は不要となります。 以上3件につきまして、申請内容を精査した結果、申請箇所全てが農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしております。 説明は以上です。
議長 (蛭田会長)	只今、議案第4号について事務局より説明がありました。 ここで、担当委員より現地調査時の意見の報告をお願いいたします。
10番 中根委員	議席番号10番、中根まり子です。 番号2番について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。 報告は以上です。
議長 (蛭田会長)	続いて事務局よりお願いいたします。
事務局 (坂本主査)	事務局より報告します。 番号1番及び番号3番について、事務局で現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。 報告は以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では「特に問題ないと判断される」とのことでした。 委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようですのでお諮りいたします。 議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】

議長
(蛭田会長)

ご異議なしと認め、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

本案件の審議が終了いたしましたので、石井委員は席にお戻りください。

次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」事務局の説明を求めます。

では、議案書の7ページをお開き願います。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(高木主査)

それでは、議案第5号についてご説明いたします。

議案説明書14ページをお開きください。

はじめに、農用地利用集積等促進計画(案)による転貸についてご説明いたします。

本件は、公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得し、借受者へ転貸する事案でございます。

内容につきましては、15ページから67ページまでとなります。

実施地区は、平、小川、四倉、三和、久之浜

借り手は126名

対象筆数は、田833筆、畑359筆

面積は、田632,549.61平方メートル、畑185,053.01平方メートルとなっております。

次に、農用地利用集積等促進計画(案)による再転貸についてご説明いたします。

本件につきましても、公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により農地中間管理権を取得し、借受者へ転貸する事案でございます。

内容につきましては、68ページとなります。

実施地区は平地区

借り手は4名

対象筆数は、田11筆、畑3筆

面積は、田10,084.00平方メートル、畑1,786.00平方メートルとなっております。

今回、件数が多くなっております理由といたしましては、赤沼地区におきまして、農地中間管理機構関連農地整備事業の実施に伴い、契約期間延長のための再契約が行われることによるものでございます。

なお、貸付相手方の要件につきましては、いずれも満たしていることを確認しております。

続きまして、農用地利用集積等促進計画(案)による売渡についてご説明いたします。

事務局 (高木主査)	本件は、公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理機構の特例事業により農地を買い入れ、買受者へ売り渡しを行う事案でございます。 内容につきましては、69ページとなります。 実施地区は平地区 買受者は1名 対象筆数は、田3筆、畑6筆の計9筆 面積は、田3,968.00平方メートル、畑3,663.00平方メートルで、売買価格は10アールあたりの単価が306,643円、総額2,339,987円となっております。 なお、本市において初めての事例であることから、去る5月14日に農業振興課主催による「売買会議」が開催されました。 同会議においては、買受希望者に対する売買目的等の聞き取りが実施されるとともに、売買価格についても審議が行われ、おおむね適正であり特段問題ないとの判断がなされました。 説明は以上でございます。
議長 (蛭田会長)	ここで、途中ですけれども、先ほど出席者が20名と申し上げましたが、14時50分(議席番号4番)木幡委員が入室となりましたので、出席者は21名となります。 只今、議案第5号について事務局より説明がありました。 委員の皆様から何かご質問はございますか。
事務局 (渡邊主査)	【質問なし】 ご質問がないようですので、当該計画(案)に対するご意見のある方はご発言をお願いいたします。
議長 (蛭田会長)	【意見なし】 ご意見がないようですのでお諮りいたします。 議案第5号について「意見なし」とすることにご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】
事務局 (小泉係長)	ご異議なしと認め、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」は「農業委員会の意見はなし」といたします。 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の変更(案)に対する意見について」事務局の説明を求めます。 議案書の8ページをお開き願います。 【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、農業政策課の担当者からご説明いたします。
農業政策課 (小野主査)	議案第6号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の変更案について」説明いたします。 議案説明書の73ページ「地域計画策定(変更)の内容について」をお開き願います。

農業政策課 (小野主査)	今回、本市地域計画のうち、1地区について変更があることから、主な変更点を説明いたします。 変更地区は、錦・関田地区で、主な変更内容につきましては「面積の変更」になり「1(1)地域計画の区域の状況」のうち、「区域内の農用地等面積」について78.5haから78.2haへ変更「田の面積」について75.7haから75.4haへ変更になります。 地区における地域計画の詳細については、議案説明書の74ページ目以降により、ご確認くださいようお願いいたします。 説明は以上です。
議長 (蛭田会長)	只今、議案第6号について農業政策課より説明がありました。 委員の皆様から何かご質問はございますか。
2番 鈴木(義) 委員	2番、鈴木義直です。 約3反歩減っているということだが、なぜ減ったか資料を見ても分からないので説明して欲しい。
農業政策課 (小野主査)	場所は、錦・関田地区の国道沿いで地元スーパーの倉庫やコンビニエンスストア、ガソリンスタンドがある場所で、スーパーの倉庫拡張に伴う「田の面積の減」であり、地区住民や耕作者の助川農園には説明済みである。
議長 (蛭田会長)	その他、いかがですか。 【質問なし】 ご質問がないようですので、当該計画(案)に対するご意見のある方はご発言をお願いいたします。 【意見なし】 ご意見がないようですのでお諮りいたします。 議案第6号について「意見なし」とすることに、ご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の変更(案)に対する意見について」は「農業委員会の意見はなし」といたします。 ここで、議案第7号に入る前に10分ほど休憩したいと思います。 (午後)3時10分再開といたします。 【10分間休憩】 全員おそろいですので、議事を再開いたします。 議案第7号「非農地の判断について」の事務局説明を求めます。
事務局 (小泉係長)	議案書の9ページをお開き願います。 【議案第7号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(勝沼主査)

お配りしております、議案説明書80ページ及び資料1をお開き願います。
番号1番の登記地目「畑」については、利用状況調査の結果、長年耕作が

されておらず、既に山林化していることから、非農地判断を行うものです。
土地の現況については、4月28日の現地調査においても、耕作の目的に

供されていないことを確認しております。
また、非農地判断することについて、地権者等の意向確認も行っております。

5月分は畑2筆、面積は4,415㎡です。

現地の様子については、前面のモニターに投影させていただきます。

(現地写真を投影)

資料1の2ページの「平赤井字畑子沢地内①」をお開きください。

写真は115番587について㊸から㊿までで、矢印の方向に撮影したものです。

(モニターにより現地写真の説明)

次に、4ページの「平赤井字畑子沢地内②」写真は115番615を㊸、①、②より、矢印の方向に撮影したものです。

(モニターにより現地写真の説明)

今回の平赤井字畑子沢地区の農地は、農業委員2名、推進委員1名の同行で確認し「非農地である」との判断がなされたことにより、今回総会議案として諮るに至りました。

説明は以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第7号について事務局より説明がありました。

ここで、担当委員より現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

2番
鈴木(義)
委員

議席番号2番、鈴木義直です。

番号1番について、平1区地区審議会の、平田敬一委員、根本俊男委員と一緒に4月28日、現地を確認しましたが、既に原野・山林の様相を呈している状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。

報告は以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では「特に問題ないと判断される」とのことでした。

委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですのでお諮りいたします。

議長 (蛭田会長)	議案第 7 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第 7 号「非農地の判断について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第 8 号「令和 7 年度の最適化活動の実績について」事務局の説明を求めます。
事務局 (小泉係長)	議案書の10ページをお開き願います。 【議案第 8 号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (阿部 事務主任)	それでは、資料 2 をお開き願います。 資料が多いので、お手元の資料をご確認いただきたいと思います。 資料 2 は 1 から 5 までございます。 資料 2-1 と資料 2-2 は、最適化活動の実績についてと目標の達成状況の評語に関する説明書きです。 次に、資料 2-4 と資料 2-5 は、いわき市農業委員会の令和 7 年度の最適化活動の全体の実績でございます。 この数値を各委員の点検評価の様式に落とし込んだものが資料 2-3 となります。 毎月、ご提出いただきました記録簿を事務局で取りまとめ、個人毎の令和 7 年度の目標値と実績値を 1 枚にまとめたものとなります。 それでは、令和 7 年度の最適化活動の実績の点検・評価について、ご説明いたします。 資料 2-1 をご覧ください。 本総会で行うのは資料中段の太字で記載されている「2 最適化活動の点検・評価の実施」の箇所になり、農業委員会は、総会において最適化活動の実施状況及び目標の達成状況について、点検・評価することとなっております。 そのため、令和 7 年度の最適化活動の実績については、本総会において、点検・評価を行い、総会で出された意見を付すこととなっております。 次に、資料 2-3 をお開きください。 上段右側にお名前を記載しております。 この資料につきましては、地区審議会毎に協力して最適化活動を行っている実績を踏まえ、活動日数等の個々人の活動以外は、各地区審議会共通の数値となっております。 活動日数、活動内容等については、委員の皆さまからの毎月の報告をまとめたものです。 活動日数の目標については、月10日の活動目標を設定し、活動をしていただきました。

事務局
(阿部
事務主任)

結果として、概ね活動目標を満たして活動いただいております、全体の実績としては、月の平均活動日数は、15.4日となっております。

次に、最適化活動のうち、成果目標である3つの活動についての目標と実績になります。

資料中ほどにあります「(2) ① 成果目標の達成状況」の表をご覧ください。

成果目標の達成状況については、表の左から農地の集積、遊休農地の解消、そして新規参入の促進となります。目標値および実績値については、地区審議会毎に委員数で按分しています。

次に、一番下の表になります。

2の農業委員会による点検・評価です。

「全体としての評語」の欄に、評価結果を記載しております。

この評価方法についてですが、個人ごとの点数の内訳につきましては、下段をご確認ください。合計欄の点数により、評価した内容を「全体としての評語」に記載しております。

点数の根拠ですが、これは、資料2-2の裏面にあります「2 推進委員等の評語」の点数表を用いております。

総点数から見る委員ごとの評価でございますが「目標に対し期待を大幅に上回る結果を得られた」方が10名「目標に対し期待を上回る結果が得られた」方が47名、合計で延べ人数57名となっております。

次に、いわき市農業委員会としての全体の数字に関しましては、資料2-5で説明をさせていただきます。

単年度の最適化活動につきましては、本総会で1年間の総括を行うということで1サイクルが終わるものです。

それでは、資料2-5をお開きください。

「1 最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集積」についてですが、前年度末の集積率は35.4%となり、これは令和6年度末の数値となります。

次に目標ですが、令和7年度末で41.9%の集積率を目標としておりましたが、実績は、集積面積2,586ha、集積率37.0%でした。達成率は、88.3%となります。

次に「(2) 遊休農地の解消等」についてです。

単年度の解消面積目標は、62.6haとなります。この目標に対し、実績は1年間で17.1haの既存遊休農地の解消・利用の促進に努めていただき、目標の62.6haに対して、達成率は27.3%となります。

次に「(3) 新規参入の促進」です。こちらについては、3か年の権利移動面積の1割以上を目標とするとされており、目標値は36.9haとなります。

この目標に対しての実績ですが、新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積ということで、合計43.7haとなりました。

その結果、目標に対する達成状況が118.4%となり、十分に目標を達成したものと認識しております。

事務局
(阿部
事務主任)

続きまして「2 最適化活動の活動目標」についてです。

「(1) 最適化活動を行う目標日数」につきましては、目標は月10日とし、全体の実績としては、15.4日となりました。

「(2) 活動強化月間」の目標については3回とし、実績についても3回活動したところです。

次に「(3) 新規参入相談会への参加」ということで、これは年1回の参加を目標とし、こちらについては、昨年11月に「ふくしま農業人フェア」におきまして、農業委員と推進委員、各1名ずつ参加をしていただき、実績を残しております。

最後に「3 点検・評価結果」になります。

まず、目標の達成状況の評語です。

こちらは、点数を集計しますと、いわき市農業委員会全体としては「目標に対して期待どおりの結果が得られた」というところです。

総点数から見る評価でございますが、すべての委員が、目標となる活動日数を達成しております。また、成果目標につきましても、農業界全体の課題が大きく影響する中において、一定の成果があったものと認識しております。

以上のことから、全ての委員で「目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた」または「目標に対し期待を上回る結果が得られた」、となっております。

これが、いわき市農業委員会全体の実績となります。

なお、本日の資料の中で、公表義務があるものは、資料2-4となります。

以上が資料の説明となります。

本日の総会においては、各委員に対する意見を協議いただければと存じます。

説明は以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第8号について事務局より説明がありました。

最適化活動の実績については、総会における意見を付すこととなります。

これについて、鈴木会長職務代理者より何かご意見はございますか。

2番
鈴木(義)
委員

議席番号2番、鈴木義直です。

総会における意見を付するとのことですが、各委員の実績を拝見しますと、活動日数を十分に費やし、最大限の努力により活動して来たものと判断されます。

従って、本日この場において各委員を評価し、意見を付することは現実的ではないものと考えます。

そこで、委員の皆様には私からご提案がございます。

本市の農業委員会においては、8つの地区審議会を配置し活動して来た訳ですから、地区審議会の意見を各委員の評価としてはいかがでしょうか。

議長 (蛭田会長)	只今、鈴木会長職務代理者よりご提案がございました。 確かに、この場において各委員を評価し、意見を付することは現実的ではありません。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。
4 番 木幡委員	4 番、木幡です。 確認なんですけれども、2-4 で農業委員と最適化推進委員の合計で56になると思うのですが、資料2-5で一番右の評定のところの人数が57になるのは、1人途中で替わった分の人数ということでしょうか。
事務局 (阿部 事務主任)	年度途中で1人退任されまして、その方も入れての延べ人数となります。
議長 (蛭田会長)	その他、ご意見ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようですのでお諮りいたします。 只今のご提案のとおり、地区審議会毎に意見を取りまとめることでよろしいでしょうか。 【「異議なし」の声あり】 それではここで10分間時間を取りますので、地区審議会ごとにお集まりいただき、意見を集約いただければと思います。 只今、午後3時30分です。 再開は、午後3時40分といたします。 事務局より、地区審議会ごとの集合場所の案内などをお願いいたします。
事務局 (小泉係長)	報告に関しましては、昨年同様、各地区の副幹事長にお願いしたいと思っておりますので、副幹事長を中心に集合をお願いします。
議長 (蛭田会長)	それでは、お時間となりましたので、議事を再開いたします。 各地区審議会の代表者より、意見を報告して頂きます。 報告順は「平1区」「平2区」「小名浜・常磐」「勿来」「内郷・好間・三和」「四倉・久之浜・大久」「遠野・田人」「小川・川前」の順といたします。 最初に平1区地区審議会よりお願いいたします。
11番 平田委員	平1区においては、担い手不足が見受けられ、目標達成に課題を残している。 水稻が中心の経営体が多いが、今後は、様々な品目の担い手の育成が重要であると考えている。また、遊休農地の解消に向けては、地域計画を参考にしながら、引き続き農地の利用調整に努めていきたい。 担い手不足は深刻だと思う。

4 番 木幡委員	平 2 区においては、条件が悪い農地に関しては、遊休農地化や非農地化が進んでいる。 担い手不足が見受けられる状況を踏まえて、今後は、様々な品目や多様な担い手の検討も行い、農地の利用調整について引き続き積極的な取り組みを進めていきたい。
3 番 遠藤委員	小名浜・常磐地区においては、地区によっては、市街化区域に隣接している土地も多く、そういった地区では担い手不足が見受けられるほか、山麓にある耕作が困難な農地の荒廃が見られ、再生利用が厳しい状況にある。 また、耕作不適地の見直しも必要かと思われる。 今後は、地域計画を参考にしながら、地域農業の維持に努めていきたい。
議長 (蛭田会長)	勿来地区においては、担い手への集積を進めようとしている地区がある一方、中山間地では、担い手の高齢化や後継者不足などの問題に直面している。 今後は、地域計画も参考にしながら、農用地の維持管理に努めていきたい。
24番 藁谷委員	内郷・好間・三和地区においては、遊休農地の解消に努めてきたが、市街化区域に隣接した平場の農地から中山間地までを有し、担い手の高齢化や後継者不足といった課題に直面している。 飼料作物を栽培したり、6 次化に取り組む等、特色ある法人も参入してきているが、今後も担い手と協力し農地の利用調整について取り組みを強化していきたい。
20番 石井委員	四倉・久之浜・大久地区においては、条件が悪い中山間地では担い手が不足し、遊休農地の解消に課題を残している。 一方で、大規模な担い手への集積の動きも見られるため、引き続き、農地の利用調整に取り組みながら目標達成に努めていきたい。
19番 生田目委員	遠野・田人地区においては、中山間地であり、担い手の高齢化と後継者不足による遊休農地の発生と解消に大きな問題を感じている。 条件が悪い農地については、積極的に耕作する者がおらず、非農地化してくる事案も増加してきている。 また、地区外からの耕作者と地域の連携をとれるようにしたい。 今後は、地域計画も参考にしながら、農地の維持に努めていきたい。
1 番 鈴木(幸) 委員	小川・川前地区においては、比較的平場の農地では、担い手への集積が進んでいる地区もあるが、多くの中山間地では人口と高齢化が進み、遊休農地の解消には課題を残している。 今後は、水稻の他にも様々な品目の担い手を受け入れながら、地域計画の実現に向けて農地の維持に努めていきたい。

議長
(蛭田会長)

ありがとうございました。
各地区審議会の代表者より、意見の報告がございました。
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですのでお諮りいたします。

議案第8号について、只今の各地区審議会の報告を、総会における意見として付することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第8号「令和7年度の最適化活動の実績について」は、只今の報告を総会における意見とし、原案のとおり可決いたします。

次に報告に入ります。

はじめに報告第1号から第4号まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の11ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読し、報告事項(農地法第3条の3第1項の規定による届出について)を説明】

議案説明書の83ページから87ページをご覧ください。

今月の報告件数は18件、権利の移動事由は相続が17件、時効取得が1件です。

権利の取得面積は、田60,838.00㎡、畑36,221.00㎡、合計97,059.00㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の12ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読し、報告事項(農地法第4条第1項第7号の規定による届出について)を説明】

議案説明書の89ページから91ページをご覧ください。

今月の報告件数は5件、転用面積は田100.00㎡、畑547.80㎡、合計647.80㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の13ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読し、報告事項(農地法第5条第1項第6号の規定による届出について)を説明】

議案説明書の93ページから95ページをご覧ください。

今月の報告件数は7件、転用面積は田966.00㎡、畑2,560.70㎡、合計3,526.70㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の14ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読し、報告事項(農地法第18条第6項の規定による通知について)を説明】

議案説明書の97ページ、98ページをご覧ください。

今月報告件数は5件、面積は田7,748㎡、畑1,229㎡、合計8,977㎡です。

事務局 (蛭田係長)	以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。 以上となります。
議長 (蛭田会長)	以上、事務局説明のとおりご承知願います。 次に、その他に入ります。 はじめに、事務局より何かございますか。
事務局 (佐藤係長)	「令和9年度農業施策に関する意見の提出等の検討」について ⇒ 【資料3】により説明した。
議長 (蛭田会長)	その他、事務局より何かございますか。
事務局 (鈴木主査)	7月の第27回総会(及び第6回全員協議会)の開催日変更について、次の とおり説明した。 ⇒ 変更前：7月17日(金) → 変更後：7月22日(水)
議長 (蛭田会長)	ほかに、事務局より何かございますか。 【特になし】 次に、委員の皆様から何かございますか。
2番 鈴木(義) 委員	総会でのアロハシャツ着用について提案あり。 ⇒ 10月の総会までのアロハシャツ着用(任意)について全委員了。
議長 (蛭田会長)	ほかに、委員の皆様より何かございますか。 【特になし】 特にないようですので、以上をもちましていわき市農業委員会第25回総 会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	番号1番、番号2番、番号4番から番号8番、番号10番から番号12番は許可、番号3番は却下、番号9番は確認後に判断
第2号	農地法第3条の規定による許可処分の取消願いについて	原案のとおり可決
第3号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について	「意見なし」にて可決
第6号	農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の変更(案)に対する意見について	「意見なし」にて可決
第7号	非農地の判断について	原案のとおり可決
第8号	令和7年度の最適化活動の実績について	各地区審議会の意見を総会の意見とし、原案のとおり可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第4号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員

20 石井 英毅

6 本総会の閉会時刻

午後4時1分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

10 中根 まり子 12 鈴木 忠光